

# 各務原市保育所保育料徴収基準額表

## ①教育・保育給付 1号認定（認定こども園（教育認定））の保育料

月額保育料 0円

## ②教育・保育給付 2・3号認定（保育所（園）・認定こども園（保育所部分））の保育料

各月初日に在籍する支給認定子どもの属する世帯の階層区分			月額保育料(単位:円)				
階層区分		定義	3歳未満児		3歳以上児		
国	市		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
1	A	生活保護世帯等	0	0	0	0	
2	B0	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯及び在宅障がい者のいる世帯等	0	0	0	0
	B1		上記以外の世帯	0	0	0	0
3	C0	所得割課税額48,600円未満(均等割のみ課税世帯を含む。)	ひとり親世帯及び在宅障がい者のいる世帯等 ②	5,800	4,800	0	0
			第2子以降 ①	0	0	0	0
4	D1	所得割課税額48,600円以上71,600円未満	ひとり親世帯及び在宅障がい者のいる世帯等 ②	5,800	4,800	0	0
			第2子以降	0	0	0	0
5	D2	所得割課税額71,600円以上97,000円未満	上記以外の世帯	13,500	12,300	0	0
			ひとり親世帯及び在宅障がい者のいる世帯等 ②	5,800	4,800	0	0
6	D3	所得割課税額97,000円以上132,000円未満	第2子以降	0	0	0	0
			ひとり親世帯及び在宅障がい者のいる世帯等 ②	5,800	4,800	0	0
7	D4	所得割課税額132,000円以上169,000円未満	第2子以降	0	0	0	0
			所得割課税額71,600円以上97,000円未満	16,500	15,300	0	0
8	D5	所得割課税額169,000円以上235,000円未満	第2子以降	0	0	0	0
			所得割課税額97,000円以上132,000円未満	20,000	18,800	0	0
9	D6	所得割課税額235,000円以上301,000円未満	第2子以降	0	0	0	0
			所得割課税額132,000円以上169,000円未満	24,500	23,100	0	0
10	D7	所得割課税額301,000円以上397,000円未満	第2子以降	0	0	0	0
			所得割課税額169,000円以上235,000円未満	27,400	26,000	0	0
11	D8	所得割課税額397,000円以上	第2子以降	0	0	0	0
			所得割課税額235,000円以上301,000円未満	33,600	32,100	0	0
12	D9	所得割課税額301,000円以上397,000円未満	第2子以降	0	0	0	0
			所得割課税額397,000円以上	52,000	50,200	0	0

### 世帯の状況により、保育料の軽減措置があります（原則、申請が必要です）

#### 多子世帯の保育料の負担軽減措置について（教育・保育給付 2号・3号認定）

2人以上の児童が同時に保育所や幼稚園等に入所している場合 第2子 半額 第3子以降 無料

入所児童の兄・姉が幼稚園、特別支援学校幼稚部、障害児通園施設、もしくは情緒障害児短期治療施設通所部に通う場合又は障害児通所施設を利用する場合は、別途「保育料の多子軽減のための申請書」の提出が必要です。兄・姉が保育所（園）・認定こども園に入所している場合の申請は必要ありません。

※国および県の軽減措置（申請不要）

○所得割課税額57,700円未満（2・3号認定）の階層（世帯年収約360万円未満相当）において、多子計算の年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化（国軽減）

○所得割課税額77,100円以下の階層におけるひとり親世帯等（世帯年収約360万円未満相当）の保育料を第1子半額、第2子以降無償化（国軽減）

○所得割課税額97,000円未満の階層（世帯年収約470万円未満相当）において、多子計算の年齢制限を18歳まで引き上げ、第3子以降無償化（県軽減）

#### 母子（父子）家庭・在宅障がい者のいる世帯・婚姻歴の無いひとり親家庭の負担軽減措置について

階層区分B0、C0、D1-0、D2-0の「ひとり親世帯及び在宅障がい者のいる世帯等」の認定には、「各務原市母子（父子）家庭・障がい児保育料軽減申請書」の提出が必要です。詳しくは窓口等でご相談下さい。